

1

令和 8 年第 4 回

多治見市議会定例会議案

令和 8 年 8 月 19 日

目 次

報第22号	専決処分の報告について……………	1
報第23号	専決処分の報告について……………	2
報第24号	専決処分の報告について……………	3
報第25号	専決処分の報告について……………	4
認第1号	令和7年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	5
認第2号	令和7年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	6
認第3号	令和7年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	7
認第4号	令和7年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	8
認第5号	令和7年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9
認第6号	令和7年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	10
認第7号	令和7年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	11
認第8号	令和7年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	12
報第26号	令和7年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について…………	13
報第27号	令和7年度多治見市継続費精算報告書の提出について……………	14
報第28号	令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	17
報第29号	令和7年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について……………	18
認第9号	令和7年度多治見市水道事業会計決算の認定について……………	20
議第76号	令和7年度多治見市水道事業会計利益の処分について……………	21
認第10号	令和7年度多治見市下水道事業会計決算の認定について……………	22
議第77号	令和7年度多治見市下水道事業会計利益の処分について……………	23
認第11号	令和7年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について……………	24
議第78号	令和7年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について……………	25

認第12号	令和7年度多治見市病院事業会計決算の認定について……………	26
報第30号	令和7年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書の提出について…	27
報第31号	令和7年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告につ いて……………	28
報第32号	令和7年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告につ いて……………	29
報第33号	令和7年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報 告について……………	30
報第34号	令和7年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告につ いて……………	31
議第79号	多治見市歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例を 制定するについて……………	32
議第80号	多治見市印鑑条例の一部を改正するについて……………	34
議第81号	多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す るについて……………	35
議第82号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて……………	36
議第88号	物品供給契約の締結について……………	37
議第89号	土地の処分について……………	38
議第90号	指定管理者の指定について……………	39
議第91号	指定管理者の指定について……………	40
議第92号	多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協 議について……………	41
議第93号	多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議 について……………	42
議第94号	多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議 について……………	43
議第95号	多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議 について……………	44
議第96号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約 の変更に関する協議について……………	45

議第97号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて……………	46
議第98号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて……………	48
議第99号	多治見市教育委員会教育長の任命について……………	49
議第100号	多治見市教育委員会委員の任命について……………	50
議第101号	多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	51
議第102号	多治見市公平委員会委員の選任について……………	52
議第103号	多治見市子どもの権利擁護委員の選任について……………	53

報第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第15号

損害賠償の額を定めるについて

令和8年3月31日午前10時50分頃、市内京町2丁目地内のアパート敷地内において、本市職員（三の倉センター所属）が、公用車（ごみ収集車）をごみステーションに寄せようと右にハンドルを切った際、同車の右側後輪が汚水^{ます}枳^{ます}を通過し、鋳物製の汚水枳蓋を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年5月29日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 82,280円

報第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第16号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年12月16日午後2時18分頃、市内京町2丁目地内の交差点付近において、本市職員（南消防署所属）が、信号が青に変わって前方の軽自動車が発進したことを確認し、公用車（査察車）を発進させたところ、同軽自動車が一旦停止したことに気付かず後方から追突し、当該車両のバックドア等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年7月21日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 228,899円

報第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第17号

損害賠償の額を定めるについて

令和8年6月22日午前11時頃、市内本町5丁目地内の陶都創造館駐車場において、本市職員（秘書広報課所属）が公用車から降車しようとして運転席のドアを開けたところ、当該ドアが突風にあおられ同車右側に駐車中の車両の左側面に接触し、同車両の左フロントドア等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年8月4日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 330,946円

報第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第18号

損害賠償の額を定めるについて

令和8年3月24日午前11時15分頃、市内上山町1丁目地内のDCM21多治見店駐車場において、本市職員（商工観光課所属）が、駐車のため公用車を後進させたところ、同車の後方を通過しようとしたトラックの右側面に衝突し、同車両の燃料タンクを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年8月7日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 82,258円

認第1号

令和7年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度多治見市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第2号

令和7年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第3号

令和7年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第4号

令和7年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第5号

令和7年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第6号

令和7年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第7号

令和7年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第 8 号

令和 7 年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 7 年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 19 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第26号

令和7年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和7年度多治見市基金の運用状況に関する調書を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第27号

令和7年度多治見市継続費精算報告書の提出について

令和7年度多治見市継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和7年度多治見市継続費精算報告書

(単位:円)

一般会計

款	項	事業名	全体計画				実績				比較							
			年度	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と 支出済額の差	左の財源内訳						
				年割額	特 定 支 出 金	地方債 その他		一般財源 その他	特 定 支 出 金	地方債 その他		一般財源 その他						
2	1	自由通路改修設計事業	6	266,000				266,000					266,000				266,000	
総務費	総務管理費	自由通路改修設計事業	7	2,387,000				2,387,000	2,402,968					2,402,968				△ 15,968
			計	2,653,000				2,653,000	2,402,968						2,402,968			250,032
2	3	戸籍情報システム標準化・共通化事業	6	1,188,000			1,188,000		1,188,000									
総務費	基戸本籍台帳費	戸籍情報システム標準化・共通化事業	7	5,291,000			5,291,000		5,291,000									
			計	6,479,000			6,479,000		6,479,000									
3	2	児童福祉費	6	2,029,000				2,029,000	2,028,356					2,028,356				644
民生費	旧養護支援センター跡地公売準備事業	旧養護支援センター跡地公売準備事業	7	8,561,000				8,561,000	8,560,099					8,560,099				901
			計	10,590,000				10,590,000	10,588,455						10,588,455			1,545
9	1	消防費	6	220,525,000		220,500,000		25,000	74,335,926				74,300,000	35,926	146,189,074	146,200,000	△ 10,926	
消防費	消防指令業務共同運用整備事業	消防指令業務共同運用整備事業	7	332,233,000		332,100,000		133,000	459,462,100				453,200,000	6,262,100	△ 127,229,100	△ 121,100,000	△ 6,129,100	
			計	552,758,000		552,600,000		158,000	533,798,026				527,500,000	6,298,026	18,959,974	25,100,000	△ 6,140,026	
9	1	消防費	6	663,065,000		227,400,000		435,665,000	470,600,000				134,500,000	336,100,000	192,465,000	92,900,000	99,565,000	
消防費	北消防署移転整備事業	北消防署移転整備事業	7	663,065,000		227,400,000		435,665,000	749,195,390				218,500,000	530,695,390	△ 86,130,390	8,900,000	△ 95,030,390	
			計	1,326,130,000		454,800,000		871,330,000	1,219,795,390				353,000,000	866,795,390	106,334,610	101,800,000	4,534,610	
9	1	消防費	6	199,213,000		199,200,000		13,000	194,898,000				194,800,000	98,000	4,315,000	4,400,000	△ 85,000	
消防費	防災行政無線設備更新事業	防災行政無線設備更新事業	7	301,013,000		301,000,000		13,000	294,602,000				294,500,000	102,000	6,411,000	6,500,000	△ 89,000	
			計	500,226,000		500,200,000		26,000	489,500,000				489,300,000	200,000	10,726,000	10,900,000	△ 174,000	

款	項	事業名	全 体 計 画				実 績				比 較				
			年割額	左 の 財 源 内 訳		支出済額	左 の 財 源 内 訳		年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳		内 訳			
				特 定 地 方 債	其 他		特 定 地 方 債	其 他		特 定 地 方 債	其 他				
			国県支出金			国県支出金			国県支出金			国県支出金			
10	2	小 学 校 教 育 費	2,066,223,000	218,766,000	1,384,800,000	462,657,000	2,006,873,000	15,876,000	1,072,400,000	918,597,000	59,350,000	202,890,000	312,400,000		△ 455,940,000
		笠原小中学校建設 事業(補助対象分)													
			4,114,450,000	491,347,000	2,713,500,000	888,603,000	3,632,781,350	554,016,000	2,116,800,000	21,000,000	481,668,650	△ 62,669,000	596,700,000		△ 52,362,350
			6,180,673,000	710,113,000	4,098,300,000	1,351,260,000	5,639,654,350	569,892,000	3,189,200,000	21,000,000	541,018,650	140,221,000	909,100,000		△ 508,302,350
10	3	中 学 校 教 育 費	49,545,000		37,100,000	12,445,000					49,545,000		37,100,000		12,445,000
		平和中学校昼根防 水改修工事													
			6,193,000		4,600,000	1,593,000	32,480,800		24,300,000		8,180,800	△ 26,287,800	△ 19,700,000		△ 6,587,800
			68,124,000		51,000,000	17,124,000	77,920,700		45,500,000		32,420,700	△ 9,796,700	5,500,000		△ 15,296,700
			123,862,000		92,700,000	31,162,000	110,401,500		69,800,000		40,601,500	13,460,500	22,900,000		△ 9,439,500
10	3	中 学 校 教 育 費	189,260,000	61,194,000	110,100,000	17,966,000					189,260,000	61,194,000	110,100,000		17,966,000
		平和中学校非構造 部材耐震補強工事													
			23,657,000	7,649,000	15,200,000	808,000	208,601,800	76,623,000	123,600,000		8,378,800	△ 184,944,800	△ 108,400,000		△ 7,570,800
			260,233,000	84,142,000	151,400,000	24,691,000	221,178,100	70,038,000	124,100,000		27,040,100	39,054,900	27,300,000		△ 2,349,100
			473,150,000	152,985,000	276,700,000	43,465,000	429,779,900	146,661,000	247,700,000		35,418,900	43,370,100	29,000,000		8,046,100
10	7	保 健 体 育 費	519,152,000		467,200,000	51,952,000	379,200,000		341,200,000		38,000,000	139,952,000	126,000,000		13,952,000
		星ヶ台運動公園整 備事業													
			259,576,000		128,600,000	64,976,000	120,310,755		12,500,000	66,000,000	41,810,755	139,265,245	116,100,000		23,165,245
			524,650,000		472,100,000	52,550,000	699,908,995		580,900,000		119,008,995	△ 175,258,995	△ 108,800,000		△ 66,458,995
			1,303,378,000		1,067,900,000	169,478,000	1,199,419,750		934,600,000	66,000,000	198,819,750	103,958,250	133,300,000		△ 29,341,750

令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	△1.5	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第29号

令和7年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第24条の規定により、令和7年度多治見市財政向上指針の実施状況を議会に報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和7年度多治見市財政向上指針の実施状況

※【 】は目標値、()は令和6年度実績

項 目	目標達成に必要な事項	決算数値
1 収入の増加及び支出の抑制	①収入の増加 債権管理計画で定める収納率の達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。 ②支出の抑制 公共施設等のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。	・諸納付金の収納率 ア 市税 現年度分 99.12% 【98.90%】 (99.21%) 滞納繰越分 31.56% 【31.50%】 (32.32%) イ 諸納付金合計(市税を含む) 現年度分 98.99% (99.10%) 滞納繰越分 27.57% (28.27%) ・経常経費(普通会計) 歳出額 326.6億円 (315.9億円) 歳出構成比 66.9% (71.0%)
2 市債残高(一般会計負担分)の上限	一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和9年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。	・一般会計で負担すべき市債残高 455.4億円 (437.9億円) ・市債の実残高 557.3億円 (537.5億円)
3 基金の適正な管理	(1)財政調整基金の可処分額を33億円以上確保します。	財政調整基金残高 71.9億円 (77.1億円)…A うち災害復旧経費留保分 15.0億円 (15.0億円)…B うちリスク引当金 0.0億円 (0.0億円)…C 財政調整基金可処分額 56.9億円 (62.1億円) (A-B-C)
	(2)市債償還対策基金(合併特例債分を除く。)は、令和9年度末残高を30億円以上確保します。	年度末残高 19.8億円 (18.6億円) ※ 合併特例債分を除く
	(3)職員退職手当基金は、令和9年度末残高を15億円以上確保します。	年度末残高 18.1億円 (19.4億円)
	(4)庁舎建設基金は、建設費に30億円以上を財源充当できるよう、建設までに7億円以上を積み立てます。	年度末残高 32.4億円 (29.3億円)
	(5)地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。ただし、必要に応じて1億円を超えて取り崩すことができるものとします。	処分額 1.8億円 (0.8億円)

認第 9 号

令和 7 年度多治見市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、令和 7 年度多治見市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 19 日提出

多治見市長 高 木 貴 行

議第76号

令和7年度多治見市水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度多治見市水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第10号

令和7年度多治見市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度多治見市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

議第77号

令和7年度多治見市下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度多治見市下水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第11号

令和7年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度多治見市農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

議第78号

令和7年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第12号

令和7年度多治見市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度多治見市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第30号

令和7年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和7年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり調製したので、
地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第31号

令和7年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

水道事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

令和7年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

下水道事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
下水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

令和7年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の
規定により、令和7年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率を、
別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

農業集落排水事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
農業集落排水事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

令和7年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

病院事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
病院事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

議第79号

多治見市歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例
を制定するについて

多治見市歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例を次のよう
に制定するものとする。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、市の歳入等（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。）及び市の公の施設の利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の納入方法に関し、市の条例の特例を定めることにより、市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

(市の歳入等の納入方法の特例)

第2条 市の歳入等のうち当該歳入等の納付事務について法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が指定されているものについては、当該歳入等に係る条例の規定にかかわらず、当該指定納付受託者への納付の委託をもって市への納付に代えることができる。

(利用料金の納入方法の特例)

第3条 市の公の施設の利用料金のうち、別に当該公の施設の指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が定めるものの納入については、当該公の施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、別に指定管理者が定めるところにより行うことができる。

(その他)

第4条 前2条に定めるもののほか、市の歳入等及び市の公の施設の利用料金の納入方法の特例に関し必要な事項は、規則（地方公営企業における管理規程を含む。）で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 多治見市立学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

議第80号

多治見市印鑑条例の一部を改正するについて

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市印鑑条例の一部を改正する条例

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

（6） 特定在留カード 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。

（7） 特定特別永住者証明書 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。

第15条第2項第1号中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第81号

多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
するについて

多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年条例第33号）
の一部を次のように改正するものとする。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条
例

多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年条例第33号）
の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議第82号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表南姫の部昭和37年度の款を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第88号

物品供給契約の締結について

市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 一金 1,689,600,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 愛知県名古屋市昭和区福江三丁目7番7号
東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社
代表取締役 玉田 勝也 |

議第89号

土地の処分について

次の土地を処分するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所在地番 | 多治見市笠原町字富士下3387番6の一部、3387番11の一部及び3387番32の一部 |
| 2 | 地目 | 山林、保安林、学校用地 |
| 3 | 処分予定面積 | 10,049.64平方メートル |
| 4 | 処分予定価格 | 一金 20,437,773円 |
| 5 | 処分の相手方 | 多治見市小田町4丁目8番地の6
分任支出負担行為担当官
中部地方整備局多治見砂防国道事務所長 熊澤 至朗 |

議第90号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

1 施設の名称

多治見市勤労者センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

議第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

1 施設の名称

多治見市豊岡駐車場

多治見市豊岡原動機付自転車駐車場

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

議第92号

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する
協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり廃止する協議について、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する規約

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議第93号

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協
議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり廃止する協
議について、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の
規定により議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止
する規約

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約は、廃止す
る。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議第94号

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協
議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり廃止する協
議について、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の
規定により議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止
する規約

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約は、廃止す
る。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議第95号

多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協
議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり廃止する協
議について、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の
規定により議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止
する規約

多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約は、廃止す
る。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議第96号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり変更する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

（9） 広域のごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議第97号

第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和5年12月20日議第118号をもって議決を経た第8次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

第8次多治見市総合計画基本計画

「

【柱1】子育て世代が選び、住み続けたいまちづくり	7	38
--------------------------	---	----

」を

「

【柱1】子育て世代が選び、住み続けたいまちづくり	7	39
--------------------------	---	----

」に、

「

合計	41	165
----	----	-----

」を

「

合計	41	166
----	----	-----

」に

改める。

第8次多治見市総合計画基本計画 政策の柱1 子育て世代が選び、住み続けたいまちづくり 施策7 保育・教育施設等の整備 基本計画事業中

「

3	笠原校区における幼保小中一貫教育を更に推進するため、小中一貫教育校（義務教育学校）を整備します
4	I C Tを活用した教育環境を整備・更新します
5	精華小学校を建て替えます

」を

「

3	養正小学校附属幼稚園、昭和小学校附属幼稚園、双葉保育園を統合し、幼保連携型認定こども園の整備を進めます
4	笠原校区における幼保小中一貫教育を更に推進するため、小中一貫教育校（義務教育学校）を整備します
5	I C Tを活用した教育環境を整備・更新します
6	精華小学校を建て替えます

」に

改める。

議第98号

第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和5年12月20日議第118号をもって議決を経た第8次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

第8次多治見市総合計画基本計画 政策の柱4 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり 施策4 文化・芸術振興 基本計画事業中

「

5	新たな市史の編さん体制を研究します
---	-------------------

」を

「

5	多治見市制100周年に向けて、新たな市史を編さんします
---	-----------------------------

」に改める。

議第99号

多治見市教育委員会教育長の任命について

次の者を多治見市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***** **	仙石 浩之	*****	再任（任期は、令和 11年9月30日まで）

提案理由

本市教育委員会教育長 仙石 浩之氏の任期が、令和8年9月30日に満了するため、同氏を引き続き任命する。

議第100号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***** ****	鈴木 亜紀子	*****	再任（任期は、令和 12年9月30日まで）

提案理由

本市教育委員会委員 鈴木 亜紀子氏の任期が、令和8年9月30日に満了するため、同氏を引き続き任命する。

議第101号

多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***	大野 聖	*****	再任（任期は、令和 11年9月29日まで）

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員 大野 聖氏の任期が、令和8年9月29日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第102号

多治見市公平委員会委員の選任について

次の者を多治見市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	松岡 正延	*****	再任（任期は、令和 12年9月29日まで）

提案理由

本市公平委員会委員 松岡 正延氏の任期が、令和8年9月29日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第103号

多治見市子どもの権利擁護委員の選任について

次の者を多治見市子どもの権利擁護委員に選任したいので、多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）第13条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年8月19日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
* * * * * * * *	松澤 朗	* * * * * * * * * *	新任（任期は、令和 11年9月30日まで）

提案理由

本市子どもの権利擁護委員 原科 佐登己氏の任期が、令和8年9月30日に満了するため、後任として松澤 朗氏を新たに選任する。